

中間報告要旨

2023年2月3日

不正事案洗い出しのための特別調査委員会

1 板橋病院の敷地内院外薬局及び医学部部室棟の件

(1) 板橋病院の敷地内院外薬局について

【事実関係】

- ・ 事業部及びその業務を主導していた井ノ口氏は、板橋病院の敷地内院外薬局施設を設置し、これを運営者に賃貸する計画を進めていたところ、2018年のアメフト危険タックル問題を受けて、井ノ口氏が、藪本氏との関係が注目されることを避けるという、日本大学の利益とは関係のない私的な理由により、2019年3月、藪本氏と合意の上で、敷地内院外薬局の運営者を藪本氏に紹介されたA社からB社に変更した。これにより、医学部が運営者から受け取る敷地内院外薬局施設の賃料が月額80万円分(敷地内院外薬局開業の2019年7月から2023年1月までの3年半で総額3360万円)減少した。
- ・ 一方、藪本氏の会社であるインテリジェンスは、B社から月額30万円(2019年7月から2023年1月までの3年半で総額1260万円)のリベートの支払を受けた。インテリジェンスからB社に対する役務提供等の実態はなかった。
- ・ 再発防止策として、特定の人物による専横を許さない態勢、入札参加業者の選定過程の改善、敷地内院外薬局運営者の選定過程や徴収する賃料等の決定過程の改善等が必要である。

【関係者に対する責任追及(賃料減少分及びリベート分の損害賠償請求)】

- ① 井ノ口氏：不法行為、理事としての任務懈怠
- ② 藪本氏及びインテリジェンス：不法行為
- ③ 田中氏：理事長としての任務懈怠(田中氏は、井ノ口氏及び藪本氏らが事業部を私的に利用することにより、藪本氏や関係業者等が日本大学に関係する取引を受注したり当該取引の商流に入るなどして、不正に利益を得ている可能性を認識し得たのであり、井ノ口氏に対する監督義務ないし「事業部に対する監督体制を構築し、それを機能させる義務」を負っていた。それにもかかわらず、田中氏は、これらの義務を履行していなかった。)
- ④ B社との契約を終了し、上記賃料減少分やリベート分の返還を求めるべきである。

(2) 医学部部室棟について

- ・ 耐久性等に問題のあった医学部部室棟の建替えに当たり、医学部は、新部室棟の所有権を施工業者であるC社に保持させ、医学部がこれを賃借することとし、C社との間で賃貸借契約を締結した。部室棟の賃貸借期間は2020年3月10日から5年間、賃料は月額196万2800円(C社による建築費用を賃貸借期間(5年)で分割した金額)とされた。
- ・ 部室棟の建築は事業部が推薦する3社による入札で業者及び価格の決定がなされたという経緯を踏まえると、改めて部室棟の賃料の妥当性を検証すべきである。また、賃貸借期間経過後の部室棟の所有権の移転や解体、部室棟のある土地の地代の支払について明確に合意されていないため、これらの点を是正すべく、部室棟の所有者であるC社と交渉すべきである。
- ・ 日本大学関係の工事案件については、当委員会において引き続き調査中である。
- ・ 再発防止策として、入札参加業者の選定過程やリーガルチェック体制の改善等が必要である。

2 日本大学病院及び板橋病院の医薬品等の調達案件

【事実関係】

- ・ 日本大学病院及び板橋病院は、2017年度以降、事業部とSPD事業者であるE社間の値引き合意(医療材料について5%、医薬品について1%)に基づき、値引き分の返金を受けている。他方、実際には、H社及びF社が医薬品について2%の値引きに応じており、井ノ口氏、吉田氏及び藪本氏らは、病院には1%の値引きと伝え、2%のうちの1%を藪本氏の会社であるニシキ及びインテリジェンスに取得させていた。
- ・ また、井ノ口氏、吉田氏及び藪本氏らは、2017年度以降、日本大学病院及び板橋病院における循環器系カテーテルの仕入れ先をK社に切り替え、その商流にニシキを介在させて、K社からの値引き額の一部をニシキに取得させていた。
- ・ SPD業務及び循環器系カテーテルの調達に関して、病院に還元されるべき値引き分を原資として、何ら実質的な業務を行っていないインテリジェンス及びニシキが得た金額は、2017年度から2020年度までの合計で少なくとも3億7582万5448円に上る。
- ・ 再発防止策として、SPD事業者の適切な選定手続、定期的な評価・モニタリング等が必要である。

【関係者に対する責任追及(インテリジェンス及びニシキに支払われた金額の損害賠償請求)】

- ① 井ノ口氏：不法行為、理事としての任務懈怠
- ② 藪本氏並びにインテリジェンス及びニシキ：不法行為
- ③ 吉田氏及びFHI：不法行為
- ④ 田中氏：不法行為、理事長としての任務懈怠
- ⑤ E社その他の本件に関与した事業者についても、商流にニシキ等を介在させていたこと等を踏まえ、これらの関与事業者との契約の解消や日本大学が本来得るべきであった値下げ利益相当額の返還等を求めるべきである。

3 相撲部学生寮の寮費等の件

- ・ 当委員会の情報提供窓口にて、日本大学相撲部学生寮の寮費を田中氏が管理しており用途が不明である等の申告があった。
- ・ 相撲部学生寮の寮費等は、2021年度まで、田中氏及びその妻が、田中氏名義の口座で管理していたが、田中氏が第3事件で逮捕・起訴されたこと等を受けて、2022年度からは、現相撲部監督が、自身名義の口座で管理している。
- ・ 現相撲部監督名義口座の通帳と収支明細及び領収書を照合したところ、年1回の入寮費、部費等の入金により2022年4月4日時点で940万5000円に上っていた口座残高は、食費等の必要な経費の支出により、11月11日時点で490万5567円まで減少しており、その間の入出金状況に特段不審な点は見受けられない。今後、2022年度末までの状況を見届けた上で、最終的な分析・評価を行う必要がある。
- ・ 当委員会が現相撲部監督に対し、毎年度の相撲部の資金の収支状況を保護者に報告すべきである旨指摘したところ、現相撲部監督は2022年度分からこれを実施するとのことである。
- ・ 田中氏名義口座で寮費等が管理されていた2021年度までの収支状況は明らかでなく、引き継ぎも行われていないため、現在も田中氏名義口座に剰余金が残っている可能性は否定できず、仮に剰余金が残っているのであれば返還を求める必要がある。当委員会は、田中氏に対し、剰余金の有無等について質問文書を送付し、ヒアリングや資料提供を要請している。

4 日本大学病院における特別室料免除の件

- ・ 田中氏は、2020年及び2021年に合計88日、日本大学病院に入院し、特別室を使用した。その際、田中氏が当時日本大学理事長であったことを主な理由として、日本大学病院が、上記入院に係る特別室料合計約1116万円(税込)を免除していた。
- ・ この免除に当たり、特別室料免除の理由や経緯を記載した書面等は作成されておらず、正式な意思決定の手続がなかった。日本大学理事長については従前から特別室料を免除する慣行があったと述べる者もいるが、かかる慣行が社会一般の観点からみて合理的なものとは思われず、単なる田中氏への付度に過ぎなかったと考えられる。日本大学病院は、田中氏に対して上記特別室料を請求し、回収すべきである。
- ・ 曖昧な慣行を適正化するために、特別室料の免除の要件・上限・手続等につき規程を設けて明文化すること等が必要である。

5 第三者委員会等の調査結果を踏まえた民事責任追及

(1) 第1事件に係る責任追及

【事実関係】

- ・ 第1事件は、板橋病院の建替計画事業の設計・監理業者選定に係る背任事件である。
- ・ 井ノ口氏及び藪本氏は、2020年8月、設計・監理業者をして、インテリジェンスに対し、日本大学から当該設計・監理業者に対して支払われた前払金を原資として、2億2000万円を支払わせた。

【関係者に対する責任追及(上記損害賠償請求)】

- ① 井ノ口氏：不法行為
- ② 藪本氏及びインテリジェンス：不法行為
- ③ 田中氏：不法行為、理事長としての任務懈怠

(2) 第2事件に係る責任追及

【事実関係】

- ・ 第2事件は、事業部が日本大学から委託を受けていた医療機器等の発注先の選定、仕様及び価格の適正等を確保するための助言等のコンサルティング業務に係る背任事件である。
- ・ 井ノ口氏、吉田氏及び藪本氏は共謀の上、2021年5月頃から8月頃にかけて、医療機器7式の調達において、ニシキを商流に介在させて、日本大学が負担するリース料を1億3131万3960円増加させたとともに、2021年6月頃、電子カルテシステムの調達において、インテリジェンスを商流に介在させて、日本大学が負担するリース料を6753万7800円増加させた。

【関係者に対する責任追及(上記損害賠償請求)】

- ① 井ノ口氏：不法行為、理事としての任務懈怠
- ② 吉田氏及びFHI：不法行為
- ③ 藪本氏並びにニシキ及びインテリジェンス：不法行為
- ④ 田中氏：不法行為、理事長としての任務懈怠

以上